

周南市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例制定
について

周南市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月22日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例

周南市コミュニティバスの運行に関する条例（平成29年周南市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

(5) 長穂須々万線

別表第1の表を次のように改める。

区分	使用料（1乗車につき）	
	地区内	地区外
八代高水線	100円 (50円)	300円
須金須々万線		(150円)
中須須々万線		200円 (100円)
大道理須々万線		
長穂須々万線		

別表第1の備考中6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

5 長穂須々万線の地区内とは、長穂地区内又は須々万地区内の利用を、地区外とは、長穂地区と須々万地区間の利用をいう。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市コミュニティバスの運行に関する条例新旧対照表

現 行			改 正 案																											
(運行路線等) 第3条 コミュニティバスの運行路線は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) 2 (略) 別表第1 (第5条関係)			(運行路線等) 第3条 コミュニティバスの運行路線は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) <u>(5) 長穂須々万線</u> 2 (略) 別表第1 (第5条関係)																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料 (1乗車につき)</th> </tr> <tr> <th>地区内</th> <th>地区外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八代高水線</td> <td rowspan="4">100円 (50円)</td> <td>300円 (150円)</td> </tr> <tr> <td>須金須々万線</td> </tr> <tr> <td>中須須々万線</td> <td>200円 (100円)</td> </tr> <tr> <td>大道理須々万線</td> </tr> </tbody> </table>			区分	使用料 (1乗車につき)		地区内	地区外	八代高水線	100円 (50円)	300円 (150円)	須金須々万線	中須須々万線	200円 (100円)	大道理須々万線	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料 (1乗車につき)</th> </tr> <tr> <th>地区内</th> <th>地区外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八代高水線</td> <td rowspan="5">100円 (50円)</td> <td>300円 (150円)</td> </tr> <tr> <td>須金須々万線</td> </tr> <tr> <td>中須須々万線</td> <td rowspan="3">200円 (100円)</td> </tr> <tr> <td>大道理須々万線</td> </tr> <tr> <td><u>長穂須々万線</u></td> </tr> </tbody> </table>			区分	使用料 (1乗車につき)		地区内	地区外	八代高水線	100円 (50円)	300円 (150円)	須金須々万線	中須須々万線	200円 (100円)	大道理須々万線	<u>長穂須々万線</u>
区分	使用料 (1乗車につき)																													
	地区内	地区外																												
八代高水線	100円 (50円)	300円 (150円)																												
須金須々万線																														
中須須々万線		200円 (100円)																												
大道理須々万線																														
区分	使用料 (1乗車につき)																													
	地区内	地区外																												
八代高水線	100円 (50円)	300円 (150円)																												
須金須々万線																														
中須須々万線		200円 (100円)																												
大道理須々万線																														
<u>長穂須々万線</u>																														
備考 1～4 (略)			備考 1～4 (略) <u>5 長穂須々万線の地区内とは、長穂地区内又は須々万地</u>																											

現行	改正案
<u>5</u> ・ <u>6</u> (略)	<u>区内の利用を、地区外とは、長穂地区と須々万地区間の利用をいう。</u> <u>6</u> ・ <u>7</u> (略)